
令和 5 年 第 4 回（定例）日 南 町 議 会 会 議 録（第 3 日）

令和 5 年 6 月 14 日（水曜日）

議事日程（第 3 号）

令和 5 年 6 月 14 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 議案第 49 号 日南町印鑑条例の一部改正について
- 日程第 2 議案第 50 号 令和 5 年度日南町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 議案第 51 号 令和 5 年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 4 議案第 52 号 令和 5 年度日南町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 5 令和 5 年請願第 2 号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を行うよう政府に求める請願
- 日程第 6 令和 5 年請願第 3 号 一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める請願
- 日程第 7 令和 5 年陳情第 5 号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
- 日程第 8 令和 5 年陳情第 6 号 地方財政の充実・強化を求める陳情
- 日程第 9 発議第 2 号 日南町議会議員政治倫理条例の一部改正について
- 日程第 10 発議第 3 号 日南町議会基本条例の一部改正について
- 日程第 11 発議第 4 号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書提出について
- 日程第 12 発議第 5 号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書提出について
- 日程第 13 発議第 6 号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出について
- 日程第 14 発議第 7 号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書提出について
- 日程第 15 発議第 8 号 中心地域及び住宅政策調査特別委員会の設置に関する決議
- 日程第 16 発議第 9 号 行政調査特別委員会の設置に関する決議
- 日程第 17 議員派遣の件
- 日程第 18 委員会の閉会中の継続調査について
（議会運営委員会の調査）
（総務教育常任委員会の調査）
（経済福祉常任委員会の調査）
（議会広報常任委員会の調査）

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 49 号 日南町印鑑条例の一部改正について
- 日程第 2 議案第 50 号 令和 5 年度日南町一般会計補正予算（第 2 号）

- 日程第3 議案第51号 令和5年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第52号 令和5年度日南町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第5 令和5年請願第2号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を行うよう政府に求める請願
- 日程第6 令和5年請願第3号 一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める請願
- 日程第7 令和5年陳情第5号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
- 日程第8 令和5年陳情第6号 地方財政の充実・強化を求める陳情
- 日程第9 発議第2号 日南町議会議員政治倫理条例の一部改正について
- 日程第10 発議第3号 日南町議会基本条例の一部改正について
- 日程第11 発議第4号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書提出について
- 日程第12 発議第5号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書提出について
- 日程第13 発議第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出について
- 日程第14 発議第7号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書提出について
- 日程第15 発議第8号 中心地域及び住宅政策調査特別委員会の設置に関する決議
- 日程第16 発議第9号 行政調査特別委員会の設置に関する決議
- 日程第17 議員派遣の件
- 日程第18 委員会の閉会中の継続調査について
（議会運営委員会の調査）
（総務教育常任委員会の調査）
（経済福祉常任委員会の調査）
（議会広報常任委員会の調査）
- 追加日程第1 委員の派遣について
- 追加日程第2 委員会の閉会中の継続調査について
（中心地域及び住宅政策調査特別委員会の調査）
（行政調査特別委員会の調査）

出席議員（9名）

2番	高橋洋志君	3番	荒木博君
4番	荒金敏江君	5番	岡本健三君
6番	岩崎昭男君	7番	大西保君
8番	櫃田洋一君	9番	近藤仁志君
10番	山本芳昭君		

欠席議員（なし）

欠 員（１名）

事務局出席職員職氏名

局長 浅 田 雅 史君 書記 花 倉 順 也君

説明のため出席した者の職氏名

町長 中 村 英 明君 副町長 角 井 学君
教育長 青 戸 晶 彦君 総務課長 實 延 太 郎君
地域づくり推進課長 島 山 圭 介君 建設課長 渡 邊 輝 紀君
住民課長 高 柴 博 昭君 農林課長 坂 本 文 彦君
福祉保健課長 出 口 真 理君 教育課長 三 上 浩 樹君
会計管理者 長 崎 み よ君 農業委員会事務局長 高 橋 裕 次君
病院事業管理者 福 家 寿 樹君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（山本 芳昭君） おはようございます。

ただいまの出席は 9 名です。定足数に達していますので、令和 5 年第 4 回日南町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで、執行部から発言が求められていますので、これを許します。

角井副町長。

○副町長（角井 学君） 改めて、おはようございます。

本日の執行部の出席者についてでございますが、教育課の段塚次長であります、御尊父様がお亡くなりになられたことに伴いまして、本日、忌引のため欠席させていただきます。何とぞ御理解のほど、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（山本 芳昭君） 本日の議事日程は、タブレットの議事日程ファイルのとおりです。

日程第 1 議案第 4 9 号

○議長（山本 芳昭君） タブレット議案書ファイル 7 ページ。

日程第 1、議案第 4 9 号、日南町印鑑条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

5 番、岡本健三議員。

○議員（５番 岡本 健三君） 前回、マイナンバーカードに対して過失があった場合、誰が責任を取るのかということをお聞きしたんですけども、あまりはっきりしたお答えが得られなかったんですが、これ、重ねてお聞きしますけれども、マイナポータルの利用規約の免責事項のところに、第２４条、マイナポータルの利用に当たり、利用者本人または第三者が被った損害について、デジタル庁の故意または重過失によるものである場合を除き、デジタル庁は責任を負わないものとしますと、こういう条項があるのを、町長、御存じでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 御質問のありました内容についての詳細の確認は行っておりませんけれども、一般的に捉えて、国のほうの管理下にあるというふうに認識しておりますので、むしろそういうことがないように、これからしっかりと国のほうで管理をしていただくようにということが重要であるというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） ５番、岡本健三議員。

○議員（５番 岡本 健三君） いや、でも、国は、デジタル庁は責任を負わないって言うてるんですよ。故意または重過失によるものである場合を除きってというのは、デジタル庁が故意に何かをやるなんていうことはあれですよ。重過失ってというのは、何を重過失とするかということ、その時々状況によるんでしょうけども、捉え方によっては現状もう既に重過失に当たるという捉え方もできるかもしれませんが、これも非常にはっきりしない表現です。だから、はっきり言って、国は責任取る気がないんですよ、何にも、何があっても。だから、何かあれば、それは利用者和そのカードの事務を実際にやってる地方自治体に全てのしわ寄せが来るという、そういうことなんじゃないんですか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 基本的には、国全体で進めてる、あるいは進めていく事業であります。ですから、基本的にはそういうデジタル庁の話があるというふうにはそのとおりだというふうに思っておりますけれども、基本的には国全体の中で、あるいは国民全体で動いてる話でありますので、それは日南町だけ、あるいは鳥取県だけという話ではないので、しっかりとしたそういった対応は国のほうには求めているというふうに思っていますし、また、あわせて国民の皆さん、町民の皆さんも、そういった実態があるってことは承知の上だというふうに思っておりますが、全国放送でもこれへの対応を早急にするという首相の考え方も発言をありますので、そういったところにこれからも期待をしたいと思ってますし、できるだけそういうことがあってはならんということとは、当然そこが基準になってるというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） ５番、岡本健三議員。

○議員（５番 岡本 健三君） 早急にするとは言ってますけれども、今、現状でできたということが確認されてはいないわけですよ。です、法律が改正されたからとい

うことではなく、まずそこは国が、何ていうかな、国が全部一旦マイナポータル停止しますということを、処置を取ってくればそれが一番いいんですけども、それをしない状態で、やっぱり地方自治体として住民の利益を守るためには、せめてこの条例改正はしないと、マイナポータルの利用はこれ以上広げないという処置が要るんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 先ほど申し上げましたけど、国民の皆様、町民の皆さんも、そういった状況があるっていうことは承知されてるというふうに思っていますので、利用に当たっての、どういんでしょうか、これから留意をしていただくっていうことが、当面はですが、大事なかなというふうに思っていますので、その辺の判断ってというのは住民の皆さん、国民の皆さんのほうで当面の間はしていただきたいというふうに思っていますし、もしそういう事例がある場合、役場のほうにでも情報提供をしていただくとありがたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） いや、住民の方に判断って言いますけれども、でも、国は24年の秋からもう保険証にひもづけて、健康保険証、紙のものを廃止すると言ってるわけで、強制的にマイナンバーカード、マイナポータルを使わせようとしてるわけですよ。その中で、なかなか個人としてはあらがいにくいという現実がある中で、ぜひ町長には、住民を守るための責任ある行動を取っていただきたいんですけども。重ねての質問になりますが、いかがですか、これ条例案、撤回していただいけませんか。

○議長（山本 芳昭君） 議長として申し上げます。議論が平行線になっておりますので、答弁は必要ないと考えております。

そのほか質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第1、議案第49号、日南町印鑑条例の一部改正についての討論を許します。

5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） 議案第49号、日南町印鑑条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論します。

この条例は、スマートフォンに記録された電子証明書によって印鑑登録証明書が発行できるよう日南町印鑑条例を改正するものです。現在、マイナンバーカードに記録された電子証明書を使って印鑑登録証明書を発行できますが、この機能をさらにスマートフォンにまで広げるための条例改正です。御存じのとおり、マイナンバーカードの医療情報、年金情報、公金の受取口座などに他人の情報がひもづけられ、それを赤の他人が見ることができてしまうといった欠陥が次々と見つかっています。今月10日、11日に

実施されたANNの世論調査では、マイナンバーの利用拡大に不安を感じるかとの問いに、感じると答えた方が76.3%もおられました。このような状態で利用をさらにスマートフォンにまで広げれば、混乱に拍車をかけることになりかねません。スマートフォンで使うためには、マイナポータルアプリが必要とのことですが、国が開発したアプリが信用できないことは、例えば新型コロナの陽性者との接触を知らせる厚労省のアプリがうまく作動しなかったことからもうかがい知れます。国は大きな問題を残したまま、強引にマイナンバーの……。

○議長（山本 芳昭君） 岡本議員、討論は簡潔にお願いします。

○議員（5番 岡本 健三君） はい、もう終わります。

国は大きな問題を残したまま、強引にマイナンバーの利用範囲を広げようとしています。来年秋から、現在の紙の健康保険証を廃止する方針も撤回しようとしません。このような国の危険な施策から住民を守るために、この条例改正は行うべきではありません。

よって、議案第49号、日南町印鑑条例の一部を改正する条例に反対いたします。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） この条例につきましては、先ほど岡本議員のほうで申されましたけれども、デジタル化を私は推進するという日本の方向性でございます。マイナンバーカードを活用して、国民のサービス、町民のサービス進めるためには、必ず必要なものであります。今後、日本社会、経済が進展するためには、このマイナンバーカードの活用というのが必須と私は考えます。ということで、賛成討論といたします。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第49号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立6名です。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第50号 及び 日程第3 議案第51号

○議長（山本 芳昭君） タブレット8ページから。

日程第2、議案第50号、令和5年度日南町一般会計補正予算（第2号）、日程第3、議案第51号、令和5年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、以上、令和5年度補正予算関係2議案を一括議題として、前回の議事を継続します。

各案に対する質疑は前回行いましたが、ここで質疑漏れがあればこれを許します。な

お、質疑のときはページ番号をお示しの上、質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は議案ごとに行います。

日程第2、議案第50号、令和5年度日南町一般会計補正予算（第2号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第50号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第51号、令和5年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第51号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第52号

○議長（山本 芳昭君） タブレット追加議案書ファイルをお開きください。

日程第4、議案第52号、令和5年度日南町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第52号、令和5年度日南町一般会計補正予算（第3号）であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億1,126万4,000円とするものでございます。

今回の追加補正の内容でございますが、去る6月の11日に執り行われました鳥取県西部消防ポンプ操法大会におきまして、日野上分団がポンプ車の部で見事優勝を果たさ

れました。つきましては、7月の2日に開催されます予定の鳥取県大会に出場するため、必要となる費用の内容についての追加補正をお願いするものでございます。

補正の内容の歳入ですが、繰入金ということで60万円、財政調整基金からの繰入金の内容です。

歳出のほうですが、消防費の非常備消防管理運営事務ということで60万円であります。

先ほど申し上げましたが、消防団の日野上分団が7月2日の開催予定の鳥取県消防ポンプ操法大会出場にするための出動報酬を追加する内容でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第4、議案第52号、令和5年度日南町一般会計補正予算（第3号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第52号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 令和5年請願第2号 及び 日程第6 令和5年請願第3号

○議長（山本 芳昭君） タブレット議会報告・発議ファイルをお開きください。1ページから。

日程第5、令和5年請願第2号、女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を行うよう政府に求める請願、日程第6、令和5年請願第3号、一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める請願。

各請願は、さきに総務教育常任委員会に審査を付託していますので、委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、大西保議員。

○総務教育常任委員会委員長（大西 保君）

.....
請願審査報告書

令和5年6月14日

日南町議会議長 山 本 芳 昭 様

日南町議会 総務教育常任委員会
委員長 大 西 保

先に、本委員会に付託された令和5年請願第2号「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を行うよう政府に求める請願」につき、審査の結果を報告する。

審査の経過及び結果

本委員会は、令和5年6月12日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により、賛成少数をもって不採択と決定した。

理 由

少数意見として、女性差別撤廃条約選択議定書の個人通報制度は女性差別撤廃に向けて重要な制度であり早急に批准を行うべきとの意見があったが、司法制度や立法政策、過去の確定した判決等を精査し、国での議論を参考に進めていく必要があると考える。

.....
請願審査報告書

令和5年6月14日

日南町議会議長 山 本 芳 昭 様

日南町議会 総務教育常任委員会
委員長 大 西 保

先に、本委員会に付託された令和5年請願第3号「一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める請願」につき、審査の結果を報告する。

審査の経過及び結果

本委員会は、令和5年6月12日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により、賛成少数をもって不採択と決定した。

理 由

選択的夫婦別姓制度が導入されれば、子どもは、自分で苗字の選択ができないことから、学校や地域で苗字について指摘されるなど、心理的な負担などの多くの課題が考えられる。導入には、民法改正が必要であり、家族の絆やあり方について慎重な議論を続けることが最重要と考える。

.....
○議長（山本 芳昭君） これより委員長報告に対する質疑を許します。なお、質疑のときは、請願番号をお示しの上、質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 委員長報告に対する質疑を終結します。

請願第3号については、岡本健三総務教育常任委員会委員から、日南町議会会議規則第76条第2項の規定により少数意見の報告書が提出されていますので、少数意見の報告を求めます。

岡本健三議員。

○議員（５番 岡本 健三君） それでは、少数意見を報告させていただきます。

令和５年６月１２日

日南町議会議長 山 本 芳 昭 様

総務教育常任委員会 委員 岡 本 健 三

賛成者 荒 金 敏 江

少数意見報告書

令和５年６月１２日の総務教育常任委員会において、留保した少数意見を次の通り、日南町議会会議規則第７６条第２項の規定により報告する。

記

１．件名

令和５年請願第３号 一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める請願

２．意見の要旨

現在の制度下では妻が夫の姓に変えることがほとんどであり、女性を抑圧する世界でもまれに見る異常な制度である。別姓にすると家族の絆が壊れるなどという反対意見があるが、事実にもとづいて論証すべきである。町内でも事実婚によって別姓を維持しているご夫婦がおられ、今のままではさまざまな不利益を被る可能性がある。世論調査でも高い支持が得られている選択的夫婦別姓を、一日も早く導入すべきである。

よって、この請願は採択すべきものと報告する。

以上

なお、委員会で世論調査７割の方が選択的夫婦別姓に賛成ということの根拠をとということでしたので、総務教育常任委員会のフォルダーに、早稲田大学などによる調査結果ですが、その結果を提供しておりますので、ぜひ御覧ください。以上です。

○議長（山本 芳昭君） これより少数意見の報告に対する質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君） 少数意見の報告に対する質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は請願ごとに行います。

日程第５、令和５年請願第２号、女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を行うよう政府に求める請願の討論を許します。

まず、原案である請願第２号に対する賛成者からの発言を許します。

５番、岡本健三議員。

○議員（５番 岡本 健三君） 請願第２号、女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を行うよう政府に求める請願を採択すべきとの立場から討論します。

常任委員会の審査でも述べましたが、女性差別撤廃条約の選択議定書は、条約の理念を実現するため、条約本体とともに車の両輪としてなくてはならないものです。審査意見は、司法制度や立法政策、過去の確定した判決等を精査し進めるべきということでしたが、国内だけで精査し議論していた結果、日本における女性の地位は国際的に見て全く向上していません。世界銀行が今年３月に発表した経済的な権利をめぐる男女の格差調査では、１９０か国中１０４位、これは主に先進国で構成されるＯＥＣＤ３８か国中最下位です。２０２２年７月に世界経済フォーラムが発表したジェンダー・ギャップ指数も、日本は１４６か国中１１６位と惨たんたる結果となっています。これらの結果は、国内だけの議論では日本の女性の地位が一向によくないことを如実に物語っているのではないのでしょうか。選択議定書を批准すれば、国内では救済されなかった問題について女性差別撤廃委員会へ通報し救済を求めることができます。また、女性差別撤廃委員会が、日本国内で条約に定める権利の重大、または組織的な侵害があるとの情報を得た場合に、そのことについて調査に入ることもできます。このようにして、国連の機関からアドバイスを受けることで、より早くより正確に国内の女性差別を政府が認識し、それを改善することができるはずです。選択議定書の批准を拒むということは、すなわち日本国内の女性の地位向上を拒むということにはほかなりません。この議場にそのような議員がいないことを信じて、請願の採択を訴え、私の討論といたします。

○議長（山本 芳昭君） 次に、請願原案に対する反対者からの発言を許します。

６番、岩崎昭男議員。

○議員（６番 岩崎 昭男君） 委員長報告のとおり、この請願は不採択とすべきという立場で討論いたします。

選択議定書に批准しますと、個人通報制度により日本の裁判所で被害を認められなかったとき、国連に対して不服の申立てが可能となります。そして、仮に国連が被害を認めた場合には、日本の司法制度との矛盾が生じ、司法制度の根幹を揺るがす事態となってしまいます。委員長報告のとおり、今は慎重な議論を続けていくことが最重要と考えます。よって、私はこの請願には反対いたします。以上です。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

令和５年請願第２号に対する委員長報告は、不採択です。よって、採決は請願の原案について行います。

本請願を採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立２名です。起立少数です。よって、本請願は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

日程第 6、令和 5 年請願第 3 号、一日も早く選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める請願の討論を許します。

請願第 3 号は、委員長報告が不採択で、少数意見がありましたので、まず、請願原案に対する反対者からの発言を許します。不採択とすべき方の発言を許します。

3 番、荒木博議員。

○議員（3 番 荒木 博君） 私は、選択的夫婦別姓制度の導入について、委員長報告に賛成をいたします。選択的夫婦別姓制度の導入については、近年は若い人を中心に賛成するという人が……。静かにしてください。増えていますが、私は夫婦だけの問題であれば特に別に問題はないと思いますが、例えば内閣府の令和 3 年の調査の中において、子供さんのことが少し上げてありました。そういうことも含めて、子供さんのことを考えますと、親子で名字が違う場合や、兄弟で名字が違う、そういう場合に、地域とか学校でその話題に対して子供さんに精神的な圧力がかかるんじゃないかというようなこともありますし、家族全体の絆であるとか、それから、地域の中での立場、子供さんのことを考えますと、やはりこれは今すぐにするのではなし、もう少し国会のほうで、政府のほうで検討して、しっかりとした回答をしてから実施するべきだというふうに考えております。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 次に、請願原案に対する賛成者からの発言を許します。

4 番、荒金敏江議員。

○議員（4 番 荒金 敏江君） ただいま、子供が親との名字が違うということで、心理的な負担など多くの課題が考えられるという発言でしたけれどもこれはまさに、今、選択的夫婦別姓が認められない中で、やむを得ず事実婚で結婚している夫婦の子供さんに対する世間の見方ということになりますので、こういう事態を防ぐためにも早く選択的夫婦別姓制度を導入して、夫婦の姓が違って結婚しているということを認められ、親子の間で姓が違って、それは親子であるというのが社会の中で認められる形にすべきだというふうに思います。

また、選択的夫婦別姓についての世論調査がいろいろな形で行われているんですけれども、2020 年 1 月に実施された朝日新聞社の世論調査では、選択的夫婦別姓に賛成が 69%、反対が 24%です。自民支持層の中でも、賛成 63%、反対 31%という結果になっています。内閣府の 2021 年 3 月に行われた世論調査では……（発言する者あり）あ、そうか、マイク、あ、すみません。質問の項目が違っているので比較できないので、2018 年 2 月の内閣府の調査によると、選択的夫婦別姓に賛成が 42.5%、反対 29.3%です。それから、2020 年 10 月から 11 月に実施された読売新聞と早稲田大学の共同世論調査でも、賛成が 56%、反対が 43%ということになっています。自分自身は夫婦同姓でいいけれども、今の世の中で夫婦別姓を望む人たちが出てきているので、夫婦別姓を認めるべきだ、そういう選択も認めるべきだという賛成意見が多くなっている実情です。

姓が変わることで、どんな手続というか、それが必要なのかっていうことを考えてみたいと思いますが、私以外は男性の議員なので、男性でも自分が姓が変わるときにどうなのかという立場で聞いていただきたいんですが、まず、印鑑を作り直さなくちゃいけませんし、通帳の名前の変更や……。

○議長（山本 芳昭君） 荒金議員、討論は簡潔にお願いいたします。

○議員（４番 荒金 敏江君） はい。今、女性自身が起業して役員になったり、それから女性の社長というのも増えているという中で、仕事や役職の付き合いでの名前の変更も必要になってきますし、いろいろな形の運転免許証を含めて、いろんな資格の名前の変更も必要になってきます。それと、結婚しているのか、独身なのかというのも重要なプライバシーだと思いますが、結婚したら女性が特に姓が変わるということで、結婚しているのかしていないのかというふうな目で見られるっていうのも大きな問題だと思いますので、結婚しても姓を変える必要は、望む人はですけども、という夫婦別姓の制度を導入すべきだというふうに考えます。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

令和５年請願第３号に対する委員長報告は、不採択です。よって、採決は請願の原案について行います。

本請願を採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立２名です。起立少数です。よって、本請願は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

日程第７ 令和５年陳情第５号 及び 日程第８ 令和５年陳情第６号

○議長（山本 芳昭君） タブレット４ページから。

日程第７、令和５年陳情第５号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、２０２４年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、日程第８、令和５年陳情第６号、地方財政の充実・強化を求める陳情。

各陳情は、さきに総務教育常任委員会に審査を付託していますので、委員長に委員会における審査の経過及び結果について報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、大西保議員。

○総務教育常任委員会委員長（大西 保君）

.....
陳情審査報告書

令和５年６月１４日

日南町議会議長 山 本 芳 昭 様

日南町議会 総務教育常任委員会
委員長 大 西 保

先に、本委員会に付託された令和5年陳情第5号「ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」につき、審査の結果を報告する。

審査の経過及び結果

本委員会は、令和5年6月12日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により、全員一致をもって採択と決定した。

理 由

子どもたちのゆたかな学びの保障や学校の働き方改革を実現するため、教職員定数改善と財政確保は必要である。

陳情審査報告書

令和5年6月14日

日南町議会議長 山 本 芳 昭 様

日南町議会 総務教育常任委員会
委員長 大 西 保

先に、本委員会に付託された令和5年陳情第6号「地方財政の充実・強化を求める陳情」につき、審査の結果を報告する。

審査の経過及び結果

本委員会は、令和5年6月12日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により、全員一致をもって採択と決定した。

理 由

社会保障の維持及び子育て・地域医療の確保等、政府に地方財政の充実・強化を求めることは妥当である。

以上であります。

○議長（山本 芳昭君） これより委員長報告に対する質疑を許します。なお、質疑のときは、陳情番号をお示しの上、質疑願います。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は陳情ごとに行います。

日程第7、令和5年陳情第5号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

令和 5 年陳情第 5 号の委員長報告は、採択です。本陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本陳情は、委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第 8、令和 5 年陳情第 6 号、地方財政の充実・強化を求める陳情の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

令和 5 年陳情第 6 号の委員長報告は、採択です。本陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本陳情は、委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第 9 発議第 2 号 及び 日程第 10 発議第 3 号

○議長（山本 芳昭君） タブレット 6 ページから。

日程第 9、発議第 2 号、日南町議会議員政治倫理条例の一部改正について、日程第 10、発議第 3 号、日南町議会基本条例の一部改正について、以上、条例の一部改正、発議 2 議案を一括議題とします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、岩崎昭男議員。

○議会運営委員会委員長（岩崎 昭男君）

.....

発議第 2 号

日南町議会議員政治倫理条例の一部改正について

次のとおり、日南町議会議員政治倫理条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出する。

令和 5 年 6 月 14 日提出

提出者 日南町議会 議会運営委員会
委員長 岩 崎 昭 男

日南町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例。日南町議会議員政治倫理条例の一部を次のように改正する。

内容につきましては、第5条、町の工事等に関する遵守事項というのを削るということになっております。改正の内容につきましては、令和4年12月に地方議員の成り手不足の解消に向けた対策として、地方自治法の地方議員の兼業禁止規定が改められ、請負の定義の明確化と議員個人による請負に関する規制緩和が行われました。このことによりまして、これまで日南町議会議員政治倫理条例第5条により規定されていた事項が、上位法令に定められたということになりましたので、この第5条を削るものです。また、第5条を削ることによります以下の条ずれを改めるものです。

発議第3号

日南町議会基本条例の一部改正について

次のとおり、日南町議会基本条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び第7項並びに日南町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和5年6月14日提出

提出者 日南町議会 議会運営委員会
委員長 岩 崎 昭 男

日南町議会基本条例の一部を改正する条例。日南町議会基本条例の一部を次のように改正する。

改正内容といたしましては、第11条第2項、これを削るものでございます。改正の内容は、基本条例において議員報酬の改定を規定しております第11条第2項を削るものでありますけれども、これによりまして、議員報酬の改定に当たっては、鳥取県西部地区特別職報酬等審議会に諮問する必要がなくなり、町議会としての独立性を担保することとなります。なお、現在の第3項に定めます議員報酬の改定に当たっては、近隣市町村との比較を行うとともに、参考人制度または公聴会制度などを活用し町民の意見を反映しなければならないという条項は第2項として引き続き残りますので、議員報酬の改定において町民の意見等は引き続き反映されることとなります。以上です。

○議長（山本 芳昭君） これより各案に対する質疑を許します。なお、質疑の際は、発議番号をお示しの上、質疑願います。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 発議第2号について質問いたします。

今説明で、兼業禁止に関する法律が改正されて、今の倫理条例にある内容が上位法令に定められたということでしたが、具体的に法令のどの部分に定められたんでしょうか。

私の理解では、改正されたのは個人の請負に関する部分で、個人の請負、全く駄目だったものが300万円まではやってもよいということにすることで、今、改正しようとしている条例は、企業の役員などをしている場合、その企業が町からの請負をした場合のことで、この部分は直接改正とは関係ないと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） 先ほど説明を若干しましたけれども、請負の部分につきましては、法第92条の2の請負というところで定められたものでありまして、もう1点が、議員個人による請負に関する規制の緩和ということで、一般会計年度の取引額の合計が300万以内であれば兼業禁止規定に抵触しないとなっております。このような部分が現在の政治倫理条例の第5条に定められております。この部分が地方自治法で定められたということになりますので、この町の倫理条例は削除するということになります。御理解ください。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 改正前後の条文を見比べていただければ分かるんですけども、改正されたのは括弧内に書いてあって、個人の請負に関して300万円まで可とするという部分でありまして、企業に関しては関係ありません。そこはちょっと誤解されませんように。

それと、もう一つお聞きしたいのは、成り手不足の解消に役立つということでしたが、実際にどういうふうに役立つのか、ちょっと説明をお願いします。つまり、この条例があることによって、今まで議員になれないというような事例があったのかどうかということをお教えいただきたいんですけども。

○議長（山本 芳昭君） 6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） これまで議員になれなかったかどうかということですが、いすれにしても、この条例というのは日南町議会が定めたものであります。それに対して、議員からの質問が出たりというのは、本来おかしいと私は思います。どういうんでしょうかね。これをなぜ、どうでしょうかね、内容につきまして御理解ができないというのがちょっとよく分かりますけども。逆に、これが削除されることによって、何か弊害がありますでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 本件については、議会の発議でございます。事前に議論をされておると思いますので、質疑を終結します。（発言する者あり）質疑を終結します。（発言する者あり）質疑を終結します。（「私は議会運営委員会に入ってませんから」と呼ぶ者あり）質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。（「議長、質問があります」と呼ぶ者あり）

討論、採決は発議ごとに行います。（「議長、これはおかしい」と呼ぶ者あり）

日程第9……（「議運の発議じゃないか、これは。議運の発議です」と呼ぶ者あり）
発言をやめてください。（「おかしい」と呼ぶ者あり）発言をやめてください。

日程第 9、発議第 2 号、日南町議会議員政治倫理条例の一部改正についての討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） 発議第 2 号、日南町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例に、反対の立場から討論します。

この条例改正によって削除されようとしている条項は、企業の役員などを務めている議員が、自分の企業と町との取引などについて、町民に疑惑の念を持たれないよう努めるという、極めて真っ当かつ当然のことを定めたものです。議員の成り手不足解消のためということですが、この条項があるがゆえに議員になることをちゅうちょするような人物は、そもそも議員としての適性を欠いており、議員になる資格はありません。まともな議員になろうとする人物であれば、この条項があろうとなかろうと議員に立候補するはずです。したがって、この条例改正には改正を正当化する根拠がありません。

付け加えると、先ほども申しましたが、議員の請負禁止を規定した法律が改正されたからということでしたが、実際に改正されたのは、法律の中で個人による町からの請負について定めた部分です。先ほど申し上げたとおりです。この議案で改正しようとしているのは、企業と町との取引について定めた条項でありまして、法改正と直接の関わりはありません。したがって、法改正も条例改正の根拠にはなり得ません。根拠のない条例改正であるとともに、削除されようとしている条項は、議員の心得として重要な点を定めたものです。この条項は残すべきであり、この条例改正に反対します。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

9 番、近藤仁志議員。

○議員（9 番 近藤 仁志君） この条例の削除することを反対されたわけですが、この条例を削除することによって、まともな議員でない方も、まともな議員なら、この条例にのっとってでも手を挙げるべきだというような発言がありましたが、そのまともな議員というくくりというのが、自分には十分理解もできません。

それと、今、地方議会のほうで議員の成り手がないというのは、実際に各地で起きている事態であります。成り手がこれをもって実際にあったかなかったと問われたわけですが、それはなられていませんので分かりませんが、やはり役員をやめてでも議員に出られた方は、私を含めても、おります。やはりそういったものを排除することによって、より多くの方が議員としての活動をできると自分は考えますので、これは削除すべきだと思います。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

4 番、荒金敏江議員。

○議員（4 番 荒金 敏江君） 私、新しい議員なので、新任の議員の研修に行ってきました。その中で話されたことで、兼業禁止、自治法 9 2 条の 2 の説明のところで、個人

の請負が禁止されていたものが、300万円までは可能になったという改正があったというふうに習いましたし、それから、会社、企業としては自治体からの請負が50%まではいいけれども、それ以上の場合には法人の役員等になることができないという兼業禁止規定があるということを教えてもらいました。実際に不正なことというか、自分に有利な、その会社に有利なことをしてないにしても、ある会社に関係する議員がいた場合には、何か有利なことをしているんじゃないかという疑念を持たれることも、そういうふうな話もう聞きますので、町民に疑念の念を生じさせないように努めなければならないというこの項目は、やはり残しておくべきじゃないかというふうに思います。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立6名です。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10、発議第3号、日南町議会基本条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

発議第3号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 発議第4号

○議長（山本 芳昭君） タブレット9ページから。

日程第11、発議第4号、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書提出についてを議題とします。

本件につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、岩崎昭男議員。

○議会運営委員会委員長（岩崎 昭男君）

.....
発議第4号

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書提出について

上記の議案を、別紙のとおり日南町議会会議規則第14条3項の規定により提出する。

令和5年6月14日提出

提出者 日南町議会 議会運営委員会
委員長 岩 崎 昭 男

.....
森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書（案）

わが国の温室効果ガスの排出削減や自然災害の防止等を図るため、森林整備等に必要なとなる地方財政を安定的に確保する観点から森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が公布され、森林環境税は令和6年度から課税されるが、森林環境譲与税は令和2年度から譲与が開始されており、その用途については、間伐などの森林整備、人材育成や担い手の確保、木材利用の推進や普及啓発等に関する費用に充てるとされている。

しかし、森林環境譲与税は総額の50％を私有林人工林面積、30％を人口、20％を林業就業者数に応じて配分され譲与されることから、森林面積が少ないにもかかわらず、人口が多い大都市に対する配分額が多くなっているとの指摘があるほか、森林整備に使われずに基金に積み立てられているなどの問題も指摘されており、早急な整備を必要とする地方公共団体への適正な配分が行われず、防災上の観点からも、森林整備を促進する財源とされた趣旨を損なうことが懸念される。

よって、国においては、森林環境譲与税の創設経緯や目的に鑑み、森林整備をより効果的に推進するため、広い森林を抱える地方公共団体への配分に重点化する方向性で、譲与基準の見直しを速やかに実施すること、加えて、国の一般会計における森林予算を拡充することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和5年6月14日

鳥取県日野郡日南町議会

.....
提出先につきましては、記載のとおりでございます。

以上です。

○議長（山本 芳昭君） これより本件に対する質疑を許します。

7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） すみません。私この森林譲与、大変注目しております。

これについて、私、一応、賛成なんですけど、ちょっとお聞きしたいんですが、全員協議会で町長の参考資料出てますが、町長自身は、例えば私が町長に言えるかどうか分かりませんが、いつに農林水産大臣に出されたんでしょうか。これ参考には5月となっておりますが。

○議長（山本 芳昭君） 町長、答えられますか。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 5月の23日付で出しております。

○議長（山本 芳昭君） 7 番、大西保議員。

○議員（7 番 大西 保君） ありがとうございます。

それで、やはり鳥取県は森林の多い、また日南町も日野郡も多いんですけども、この西部市町村会、町長会の中で、日南町だけが出したんですよ。例えばほかの他町も出されたんでしょうか。御存じであれば教えてください。御存じでなかったら結構ですが。参考にお聞きします。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 詳細にはちょっと把握し切れてませんけれども、全体の流れっていうか、では、こういう方向が進むんだらうというふうには認識しております。

○議長（山本 芳昭君） 以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第 11、発議第 4 号、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書提出についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

発議第 4 号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第 12 発議第 5 号

○議長（山本 芳昭君） タブレット 11 ページから。

日程第 12、発議第 5 号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書提出についてを議題とします。

本件につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

総務教育常任委員会委員長、大西保議員。

○総務教育常任委員会委員長（大西 保君）

.....

発議第 5 号

少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書提出について

上記の議案を、別紙のとおり日南町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出する。

令和 5 年 6 月 14 日提出

提出者 日南町議会 総務教育常任委員会
委員長 大 西 保

少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書（案）

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられているものの、今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要である。加えて、きめ細かい教育活動をすすめるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要である。

よって、国会及び政府においては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。
4. 教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲をもって働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講じること。
5. 新卒者の就業機会や教職員の年齢構成のバランスの確保等の観点を十分に考慮し、すべての自治体で定年引上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月14日

鳥取県日野郡日南町議会

（提出先）

衆議院議長 細田博之様
参議院議長 尾辻秀久様
内閣総理大臣 岸田文雄様
財務大臣 鈴木俊一様
総務大臣 松本剛明様
文部科学大臣 永岡桂子様

.....

以上であります。

○議長（山本 芳昭君） これより本件に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第 1 2、発議第 5 号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書提出についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

発議第 5 号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 3 発議第 6 号

○議長（山本 芳昭君） タブレット 1 3 ページから。

日程第 1 3、発議第 6 号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出についてを議題とします。

本件につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

総務教育常任委員会委員長、大西保議員。

○総務教育常任委員会委員長（大西 保君）

発議第 6 号

地方財政の充実・強化を求める意見書提出について

上記の議案を、別紙のとおり日南町議会会議規則第 1 4 条第 3 項の規定により提出する。

令和 5 年 6 月 1 4 日提出

提出者 日南町議会 総務教育常任委員会
委員長 大 西 保

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう、医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められている。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また多発する大規模災害への対策も迫られている。これらに対応する地方財政について、政府は「骨太方針２０２１」において、２０２１年度の地方一般財源水準を２０２４年度まで確保するとしているが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されている。

このため、２０２４年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、以下の事項の実現を求める。

記

- １．社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保をはかること。
- ２．とりわけ、今後一層求められる子育て対策、また地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
- ３．地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
- ４．引き続きの新型コロナウイルス感染症対策として、５類移行後におけるワクチン接種体制や保健所も含めた医療提供体制について、自治体での混乱が生じることのないよう、十分な財政措置やより速やかな情報提供などを行うこと。
- ５．「まち・ひと・しごと創生事業費」の１兆円については、新たに「地方創生推進費」として２０２３年度も確保されているが、持続可能な地域社会の維持・発展にむけて、より恒久的な財源とすること。
- ６．会計年度任用職員制度の運用については、２０２４年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、その財政需要を十分に満たすこと。
- ７．特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。
- ８．デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き「地域デジタル社会推進費」に相当する財源を確保するなど、十分な財源を保障すること。とくに戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加については、自治体において相当な業務負荷が予想されることから、現場における意見を十分に勘案しながら、

必要な経費を国の責任において確保すること。

9. 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める自治体への譲与額を増大させるよう、人口による配分を3割とする現行の譲与基準を見直すこと。

10. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月14日

鳥取県日野郡日南町議会

(提出先)

衆議院議長 細田博之様

参議院議長 尾辻秀久様

内閣総理大臣 岸田文雄様

財務大臣 鈴木俊一様

総務大臣 松本剛明様

厚生労働大臣 加藤勝信様

国土交通大臣 斉藤鉄夫様

デジタル大臣 河野太郎様

農林水産大臣 野村哲郎様

内閣府特命担当大臣(少子化対策 男女共同参画) 小倉将信様

.....
以上であります。

○議長(山本 芳昭君) これより本件に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本 芳昭君) 以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第13、発議第6号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本 芳昭君) 討論を終結します。

これより採決を行います。

発議第6号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本 芳昭君) 異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

.....
日程第14 発議第7号

○議長（山本 芳昭君） タブレット16ページから。

日程第14、発議第7号、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書提出についてを議題とします。

本件につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君）

.....
発議第7号

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを
求める意見書提出について

上記の議案を、別紙のとおり日南町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和5年6月14日

提出者 日南町議会議員 岡 本 健 三
賛成者 同 荒 金 敏 江

.....
適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを
求める意見書（案）

長年、デフレが続く我が国において、新型コロナは経済にさらなる打撃を与え、その回復の見通しが立たない中、コストプッシュによる物価上昇も加わり、地域経済は一層疲弊している。そうした状況下で2023年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が始まる予定である。

インボイス制度は事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するものである。適格請求書（インボイス）を発行するためには、営業収入が少なくても課税事業者になる必要があり、消費税納税の義務が発生する。また、課税事業者が消費税の仕入れ税額控除を受けるためにはインボイスが必要となるため、免税事業者は取引から除外される可能性がある。個人事業主、フリーランス、一人親方、個人タクシー運転手、小規模農家など、広範な事業者には負担増が強いられる。

一方で現在課税事業者であっても、支払先に多くの免税事業者を持ちその支払先がインボイスを登録しない場合、仕入れ税額控除ができず多額の税負担が発生する可能性がある。また、日本俳優連合（理事長 西田敏行氏）では、年間合計1億円程度になる二次使用料を延べ数万人に分配しており、そうした多数の出演者に対して課税か免税かを調査すること、個別協議等を行うことは不可能とし、是正を求める声明を発表している。

そのほか、日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、全国建設労働組合総連合、中小企業家同友会、日本チェーンストア協会、日本漫画家協会、日本SF作家クラブ、日本美術著作権連合、全国青色申告会総連合などの中小企業団体や税理士団体も「凍結」

「延期」「見直し」の表明や、現状のままでの実施に懸念の声をあげている。加えて、自民党の「責任ある積極財政を推進する議員連盟」が政府に対し、「インボイス制度導入延期（２０２３年３月１５日付）」を申し入れするなど与党の中からもインボイス制度を問題視する声が上がっている。

中小零細事業者にとって消費税は現在、価格に転嫁することが困難な状況にあり、インボイス制度導入を契機とした廃業の増加や成長意欲の低下を招く等、地域経済の衰退に拍車をかけるおそれがある。加えて制度の周知が不十分であるため、このまま実施されれば、多くの混乱を招くことも想像に難くない。

多くの事業者は新型コロナ危機のもと、事業継続に懸命に取り組んでおり、インボイス制度への登録、経理変更準備に取りかけられる状況ではない。

以上の理由により、次の通り求める。

記

１．適格請求書等保存方式（インボイス制度）実施の延期・見直しを求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和５年６月１４日

鳥取県日野郡日南町議会

（提出先）

衆議院議長 細 田 博 之 様
参議院議長 尾 辻 秀 久 様
内閣総理大臣 岸 田 文 雄 様
財 務 大 臣 鈴 木 俊 一 様

.....
以上です。

○議長（山本 芳昭君） これより本件に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第１４、発議第７号、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書提出についての討論を許します。

まず、本件に対する反対者からの発言を許します。

３番、荒木博議員。

○議員（３番 荒木 博君） このたびインボイス制度の見直しを求める意見書の提出についてであります。私はこの消費税というのは、本当にほかの税金に比べると極めて公平な税金だというふうに思っております。ですから、この中で問題になるのが、１、０００万円以下の免税事業者について、取引の中においてインボイス制度を取り入れなければならない業者が、個人事業者なり、フリーランスが出てくることが問題にな

ってるといふふうに思っておりますが、免税事業者であっても消費税というのは今取れるわけですが、もらえるわけですね、消費者から。ですから、税の公平性ということを考えますと、私は免税事業者であっても、取引に必要な場合はやっぱりインボイス制度に加入していただきたいというふうに思います。

よって、この意見書の提出は必要ないと思います。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本件に対する賛成者からの発言を許します。

4 番、荒金敏江議員。

○議員（4 番 荒金 敏江君） インボイス制度が導入されると、課税業者の納税事務負担が増え、レジやパソコンの更新が必要になる場合もあります。また、免税業者から仕入れている業者は、仕入額に含まれる消費税額を差し引くことができなくなり、納税額が増えることになります。納税額の増加に堪えられない業者は、次の 3 つの方法をおそれがあります。1、仕入先の免税業者にインボイス登録をして課税業者になることを求める。2、消費税相当分を値引きした額で仕入れる。3、免税業者との取引をやめ、課税業者との取引に変える。細々と、でも頑張っている業者、一人親方の大工など、大きな痛手を被ることが心配されます。課税業者、免税業者にかかわらず、町内の多くの業者に納税事務負担、経済的負担がのしかかるインボイス制度の延期、見直しを求める意見書を出すことに賛成します。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

発議第 7 号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立 2 名、起立少数です。よって、本件は否決されました。

日程第 15 発議第 8 号 及び 日程第 16 発議第 9 号

○議長（山本 芳昭君） タブレット 19 ページから。

日程第 15、発議第 8 号、中心地域及び住宅政策調査特別委員会の設置に関する決議、日程第 16、発議第 9 号、行政調査特別委員会の設置に関する決議、以上、発議 2 議案を一括議題とします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、岩崎昭男議員。

○議会運営委員会委員長（岩崎 昭男君）

.....
発議第 8 号

中心地域及び住宅政策調査特別委員会の設置に関する決議

中心地域及び住宅政策調査特別委員会の設置に関する決議（案）について、別紙のとおり提出し、議会の議決を求める。

令和5年6月14日提出

提出者 日南町議会 議会運営委員会
委員長 岩 崎 昭 男

中心地域及び住宅政策調査特別委員会の設置に関する決議（案）
次のとおり、中心地域及び住宅政策調査特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名 称 中心地域及び住宅政策調査特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第109条及び日南町議会委員会条例第5条
3. 目 的 中心地域及び住宅政策調査検討
4. 委員の定数 8人
5. 調査の期間 調査終了まで

発議第9号

行政調査特別委員会の設置に関する決議

行政調査特別委員会の設置に関する決議（案）について、別紙のとおり提出し、議会の議決を求める。

令和5年6月14日提出

提出者 日南町議会 議会運営委員会
委員長 岩 崎 昭 男

行政調査特別委員会の設置に関する決議（案）
次のとおり、行政調査特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名 称 行政調査特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第109条及び日南町議会委員会条例第5条
3. 目 的 当面する行政課題及び議会のあり方等に関する調査
4. 委員の定数 議員全員
5. 経 費 予算の範囲内とする。
6. 調査の期間 調査終了まで
7. そ の 他 調査日程、調査地、調査事例等の詳細は特別委員会で決定する。

以上です。

○議長（山本 芳昭君） これより各案に対する質疑を許します。なお、質疑の際は、発

議番号をお示しの上、質疑願います。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は、発議ごとに行います。

日程第15、発議第8号、中心地域及び住宅政策調査特別委員会の設置に関する決議の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

発議第8号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16、発議第9号、行政調査特別委員会の設置に関する決議の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

発議第9号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

発議第8号及び発議第9号の決定により、特別委員会を設置することになりました。委員会条例第7条の規定により、中心地域及び住宅政策調査特別委員会並びに行政調査特別委員会を開催され、年長議員の指示により、委員長、副委員長を互選の上、議長まで報告されるようお願いします。

会場は第2会議室とします。

ここで暫時休憩をします。再開を10時40分からといたします。

午前10時25分休憩

午前10時40分再開

○議長（山本 芳昭君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

各特別委員会で決定された委員長、副委員長の互選結果を事務局長から報告します。

○事務局長（浅田 雅史君） 報告します。中心地域及び住宅政策調査特別委員会委員長、近藤仁志議員、同副委員長、荒木博議員。行政調査特別委員会委員長、岩崎昭男議員、同副委員長、櫃田洋一議員。それぞれ互選されました。以上です。

○議長（山本 芳昭君） ただいま事務局長から報告のとおり、委員長、副委員長が互選されました。

日程第 17 議員派遣の件

○議長（山本 芳昭君） タブレット 23 ページから。

日程第 17、議員派遣の件を議題とします。

今後予定されております議員派遣の件については、タブレット 23 ページから 24 ページのとおりです。

お諮りします。議員派遣について、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、別紙のとおり決定しました。

日程第 18 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山本 芳昭君） タブレット 25 ページ。

日程第 18、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。委員会の閉会中の継続調査については、申出書記載のとおり、議会運営委員会、総務教育常任委員会、経済福祉常任委員会、議会広報常任委員会、それぞれの委員長から次期定例会が招集されるまでの間、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

○議長（山本 芳昭君） お諮りします。先ほど行政調査特別委員会委員長から委員派遣承認要求書の提出がありました。また、中心地域及び住宅政策調査特別委員会、行政調査特別委員会の委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出がありました。これを日程に追加し、追加日程第 1、第 2 として議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、委員の派遣について、委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第 1、第 2 として議題とすることに決定しました。

追加日程第 1 委員の派遣について

○議長（山本 芳昭君） タブレット議事日程（第 3 号の追加 1）をお開きください。

追加日程第 1、委員の派遣についてを議題とします。

本日、行政調査特別委員会委員長、岩崎昭男議員から委員派遣承認要求書が提出され、委員の派遣を承認したので報告します。

お諮りします。委員の派遣について、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、委員の派遣については、タブレット追加議会報告ファイルのとおり決定しました。

追加日程第 2 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山本 芳昭君） タブレット議事日程（第 3 号の追加 1）。

追加日程第 2、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

委員会の閉会中の継続調査について、中心地域及び住宅政策調査特別委員会、行政調査特別委員会、それぞれの委員長から次期定例会が招集されるまでの間、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

○議長（山本 芳昭君） ここで町長から発言が求められていますので、これを許します。中村町長。

○町長（中村 英明君） 6 月本定例会に上程させていただきました案件に際しまして、全て御承認をいただきました。厚く御礼を申し上げたいというふうに思っております。

現在、物価の高騰の中でもあります。引き続き状況を確認あるいは注視しながら、今後必要な対策を講じてまいりたいというふうに思っております。

3 点ほど最近の動きの報告をさせていただきたいというふうに思っております。

1 点目ですが、先ほどの補正予算にもお願いした案件でございますが、6 月 11 日に第 64 回の鳥取県西部消防ポンプ操法大会におきまして、ポンプ車の部でございますが、日野上分団が出場され、見事第 1 位という栄冠を得られました。また、番員賞のほうにも多くの選手の皆さんが優秀な選手として選考されておられますし、県大会のほうですが、7 月の 2 日に予定されております。これに向けまして、再度練習に励まれ、さらなる向上に向けて頑張られることを御祈念申し上げたいというふうに思っております。

2 点目ですが、同じ 6 月 11 日でありました。第 3 回の大西満杯記念であります日野川の源流、鮎友釣り選手権瀬田匡志 CUP というのが実施されております。先ほど第 3

回と言いましたが、トータルでは、大西さんの大会も合わせますと第 33 回という形になりますけれども、県内外から 86 名の御参加があって、遠くは東海地方、あるいは関西地域の皆さんのほうからも来町があっておられます。年齢層のほうも、若い方から御高齢の層まで、また、女性の方も参画しておられました。アユ釣りの根強い魅力と人気を感じたところでございます。天候にも恵まれ、一日、日南町で楽しんでいたものだものというふうに思っております。

3 点目ですが、昨日になりますが、第 1 回の日南病院のあり方検討委員会を開催し、基本構想策定に向けて諮問し、取りまとめていただくことをお願いしたところでございます。持続可能な地域医療体制構築に向けて、尽力をこれからもしていきたいというふうに思っております。

また、中心地域の整備構想におきましても、今後、早期に着手できる形の中のスケジュール感を今、準備をしておるところでございます。本日設置されました特別委員会の中で、今後協議をさせていただきたいというふうに思っております。

最後になりますが、梅雨の時期で気温のほうも日々高まってまいっております。自分は大丈夫、これぐらいは大丈夫という過信をせず、熱中対策等に心がけていただきたいというふうに思っております。また、大雨が降る時期となりました。情報等、日々しっかりと取っていただき、行動につなげてほしいということをお願い申し上げまして、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきたいと思っております。本当にありがとうございます。

○議長（山本 芳昭君） お諮りします。今期定例会に付議された案件は、以上をもって全て議了しました。

これをもって会議を閉じ、今期定例会を閉会としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、令和 5 年第 4 回日南町議会定例会の会議を閉じ、閉会とします。

午前 10 時 50 分閉会

議長挨拶

○議長（山本 芳昭君） 閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

今期定例会は、6 月 8 日から本日まで 7 日間でありました。議案審議においては、条例の一部改正、補正予算、請願・陳情審査など、慎重審議をいただき、全議案議了し、閉会を迎えることができました。各位の御協力に厚く御礼を申し上げます。

一般質問には 7 名の議員が登壇され、活発な議論が交わされました。先月 25 日に亡くなられた久代安敏議員は、平成 11 年 6 月 15 日、初めて一般質問をされて以来、一

度も欠かすことなく一般質問をされてきました。今、あの穏やかな笑顔が思い出されてなりません。謹んで御冥福をお祈りいたします。

今期定例会において、名称は少し変わりましたが、引き続き中心地域及び住宅政策調査特別委員会が設置されることになりました。先ほど町長もおっしゃいましたが、昨日、日南病院あり方検討委員会の初会合が開催されたとお聞きをいたしました。新聞によりますと、2027年度に着工、2029年度開業予定との報道がありました。病院建設場所も含め、今後の日南町の姿を審議する重要な委員会であります。中心地域整備構想や全町内を俯瞰した住宅政策が議論され、住みやすい、住んでみたい、魅力ある町となるよう、活発な議論がなされるよう期待いたします。

終わりに、今期定例会において、議員各位、執行部の皆様の御協力に対しまして、衷心より厚く御礼申し上げますとともに、町民福祉増進のためますますの御尽力をお願いを申し上げまして、閉会の挨拶といたします。お疲れさまでした。
